

みまもり通信

その 177

<2024年1月号>



「保険で自宅が直せる」と勧誘する 高額な保険金申請サポートに注意!!



「『火災保険で家を直せるので保険申請のサポートをします』と事業者が訪問してきたので契約したが、高額なサポート料を請求された」との相談が増えています。

保険金の請求は加入者自身で行えます。「保険が使える」と言われたら、まずは加入している損害保険会社や損害保険代理店に相談しましょう。

「屋根や壁の傷みが広がらないうちに」などと急かされてもすぐに契約せず、火災保険申請サポート料や解約料等についてよく確認しましょう。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ